

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 5 月 12 日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2010～2013

課題番号：22520679

研究課題名(和文) 近世日本における政治意識と福祉観念の相関性に関する基礎的研究

研究課題名(英文) The basic research on welfare ideas and political awareness in Early Modern Japan

研究代表者

高野 信治 (TAKANO, NOBUHARU)

九州大学・比較社会文化研究科(研究院)・教授

研究者番号：90179466

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,900,000円、(間接経費) 870,000円

研究成果の概要(和文)： 戦国・江戸時代のドラマで武士・領主層が民を思い政治をしたと描かれることがある。かかるイメージの政治意識と福祉観念について、領主側の立場と地域社会の領民の立場を関連させ分析した。確かに、民を大事する意識は、戦国期にはみられた。しかしそれは、合戦・戦争を行うのに必要な物資や人員を提供する民の疲弊が武家領主層(大名)自身を窮地に追い込むからであり、その限りで民の保護・救済、いわば福祉であった。江戸時代の福祉の考え方はその延長にあり、実施は地域社会の役人層に委ねられた。但し領主への諸役や社会的な役割を果たしていることが、救済・福祉の対象となる前提で、それに外れる者への差別観念も生じた。

研究成果の概要(英文)： What did the samurai of the Edo era perform politics for the purpose of? About it, the samurai has a way of thinking that performed politics while considering the people enough. However, there was war in the background. It is inconvenient for a samurai that the people to prepare for supplies, and to transport become impoverished. Therefore, the samurai did not think about the welfare to the first when he performed politics. In addition, the leader of community performed a welfare policy practically. Two conditions were necessary so that the people received a benefit of the welfare. Primarily it is that the people put tax. It is that the people play a social role in the, second.

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学、日本史

キーワード：御救 宗教 儒学 差別 社会的弱者 役儀意識

### 1. 研究開始当初の背景

(1)本研究は合戦・]戦争がなく、戦士という属性を持ちつつも役人として存在した武士の性格をめぐる申請者の一連の科研費交付を請けなされた研究(平成13~16年度「民俗神や民族神との関係分析を通じた近世武家権力神に関する基礎的研究」、同18~21年度「近世日本における武士像と道徳性と政治意識の相関性に関する史料復元的基礎研究」)の成果の上に、福祉観念の近世的な特性を考える必要性に鑑み始めたものである。(2)近世は安定した社会状況が続くなか、儒教的な価値観である仁政・善政を、武士化思想も意識したとされるが、実際の政務担当の武士が思想にそれがどの程度浸透しているのか、またそれは如何なる性格をもつのか。かかる問題群の解明は、神格化や道徳性の観点からも重要であった。

### 2. 研究の目的

(1)仁政観や御救認識を、政治の場、すなわち政策の立案や実行組織など具体的な場で検証することである。武家領主(幕藩領主)に影響を与えた学者(儒者)などの理念的な思想や提言に関する先学の研究を踏まえつつ、現実の法制や政治過程、編成原理や編制の解析のなかで仁政観、御救認識の具体相を明らかにする。

(2)地域社会で村役人(庄屋・肝煎等)などを勤めながらリーダー的存在であると同時に、幕府・藩の民政の一端も担う階層の政治意識や政治的要求の性格を検討する。(1)の観点にかかる民政に参画する地域リーダーの政治的要求、広義の政治意識を比較検討することで、仁政・善政が地域社会の総体ではなく、勤勉で律儀な一部の階層を想定していた方向性を探る。

(3)以上の検討を踏まえ、近世におけるセーフティネットの具体像を検討する。とくに、地域社会における貧困層、病者・障害者などの社会的弱者に対する善政・仁政や御救の実態を解析し、近世における善政・仁政の本質をかける福祉の享受者という見方から考察する。

### 3. 研究の方法

(1)知識人の著作を儒者とくに経世家や国学者などのテキストを中心に検討する。

(2)具体的な政策の立案者やそれに関わる武士層(藩儒や家臣など)、さらに村・町の役人層(庄屋・肝煎・町別当など)などによる意見書、建白書、上呈書などを中心に、福祉関係の内容を中心に整理・分析する。

(3)自治体史など刊本史料類については全国を視野にいれつつも、基本的には西国地域の史料分析が中心である。

(4)政治や福祉の問題は日本に限定される問題ではなく、広く人類史の課題ともいえる。そこで、儒教文化圏に属していたとされる仁政観念も一定程度根付いたとされる日本を東ア

ジア世界の中で位置づけないし比較することも考慮する。

### 4. 研究成果

(1)領主側の政治意識とは、領主(本研究では大名)自身や儒者、また相応の知識を持つ家臣層のそれも対象にするが、さらに政治行政の実務に従事する家臣・役人層の政治意識、福祉観念まで掘り下げるのが一定程度可能となった。それは、実務家臣の役儀意識、奉公認識の解析を通し検証できる。武士層は近世段階では役人として性格が強く、民政担当の家臣・武士層は、可能な限り多くの年貢収納を実現するのが、「御為」と考える傾向が強い。家臣の役儀の基本は主君奉公で、その軸は領主財政の安定と強く認識されるが、かえって領民の疲弊を招く場合がある。しかし、家臣・役人は自身の保身や昇進を目途に、むしろかかる民政実務を展開する傾向が強い。かかる動向が結局、藩体制・武士政権に危険性をもたらすのは考慮され、救済が志向されるが、むしろ、「御為」に民政役方に勤める家臣・役人の意識と行動からは、救済志向は生み出されにくい。

(2)政策提言をしえる知的水準を武士が如何に身につけるかは、学問受容・藩校教育の問題である。そこでは支配の対象としてではなく、同じ人間として民をみる意識が醸成される場合もあった。一方、識字率の向上で多様な知識・情報を得る民衆(領民)は、社会的立場の自覚とよりよい生活環境・福祉を求め、武家領主へ訴願する。宗教についても、民衆の主体性と教化的側面の二面性に留意する必要があり、近世でも宗教は一定の機能を有した。儒学や心学なども宗教性を有しており、かかる観点から、政治意識と福祉のあり方が宗教性と結びついていた可能性が理解される。

(3)改革政策(本研究では藩政改革が対象)が推進されるなかで登用される知識人が重要な役割を果たす状況が各地にある。乳井貢(津軽藩)、秋山景山(長岡藩)、平井元珍(尾張藩)、村田清風(長州藩)、古賀精里(佐賀藩)など、いずれも儒学をおさめ治政に家臣として関わる。実際の政治の動きのなかで、政策の提言やその実行のあり方を通じて思想が形成される。政策提言の主要な柱は教化・教諭であった。儒学は礼(身分)の秩序を重視し、その援用としての自覚と道徳性を教化する。しかし、教化の内実注目すると、儒学を基本としつつも、仏教、神道、さらには俗文学が一定の役割を果たす場合があり、そこでは、教化される側の知的水準の向上が考慮されなければならない。

(4)17世紀の後半、幕藩領主が自らの権力基盤に役屋百姓などの有力農民ではなく、小農民(小経営)を据える政策を展開する中で、御救意識が領主層にも形成され、領民保護政策が本格化する。しかし、それは勤労意識を持ち、その実績(年貢皆済、諸役勤め)が条

件にされており、また日常的には、共同体(地縁としての村・町、血縁としての縁者など)にその機能は委ねられていた。領主側が能動的に福祉政策を発動するのは、非日常的な環境(深刻な飢饉、地震や火災などの災害)にほぼ限られていたといえ、日常的には共同体がその役を担った。したがって、庄屋・惣庄屋など地域有力者かつ村役の立場にあるものが、地域社会の実態を如何に受け止めているのかという問題が一つのポイントになる。いわゆる飢人改などは、このような階層の発案・認識で領主側に上申され、それをうけ具体的な政策が動く、というパターンが一般的なようである。だから、近世の福祉観念を考える上で重要なのは共同体、地域社会における弱者・病者に対する認識であり、それがいかに領主の政治に結びつき活かされるのかである。その際、例えば貧困・病気が神仏の加護から見放された者、という差別観の存在である。それは弱者としての存在が、神仏に見放されるような倫理性的問題と考えられ、福祉の対象と認識されるよりも、むしろ社会的に阻害される恐れも孕んでいたことは留意しなければならない。領主政治における福祉観念は地域社会における差別意識と相関していると考えられる。

(5)本研究で主に対象にした大名・藩の「家」認識は、幕藩関係、家臣編成、領民支配などの政治に規定性を与えた。これは大名が幕府の役人として領地支配を行う側面とともに、「家」相続と不可分の領主として領地統治を行う側面にも留意する必要を示す。この点、明君像をめぐる、大名領知が単位国家として自治能力を持つと同時に、公儀(上位国家)に対して下位国家として従属することへの自足・納得をも表明する(預治)象徴との有力な指摘がある。しかし大名に代表される近世武家領主の統治は、荻生徂徠がいう「預」を本質としつつ「家」相続が前提にある。近世大名は家臣や在地との関係で「公儀」性や「公共」性を自ら形成し、それに基づく幕府・将軍からの領地(知)宛行と良好な役遂行・統治は表裏の関係にある。「公儀」性・「公共」性は幕府の権威化を示すと同時に、大名「家」・藩の自立性の根拠ともなる。しかし、武家(大名)の政治にとり、領民からの取立とその救済・生活向上とのバランスはきわどく、取立させるための救済でもあり、大名を含めた武家領主にとり「公共」性とは何かは熟考を要することが、改めて本研究を通して明らかになった。

(6)かかる観点を踏まえれば、伊達仙台藩の城下町商業のあり方を分析した次のような指摘は示唆的である。すなわち、王室財政と王都の臣民だけを眼中に収めた朝鮮王朝の商業政策は、仙台藩における領主財政優先の、商業特権の城下町独占と地方(じかた)の強制的排除の構図と似ているという。市場動向に無頓着で財政維持のみを政策目標とする政権に市場を統制できる行政力量は期待で

きず、特定の商人や商人組織の有する市場支配力に依存して政策を執行せざるを得ず、「国富」の増強より領主財政増強が優先したといひ、葉種仲間は「国」を意識して組外商人を牽制したが、藩は実入りがあればよいという考えであったというのである。領民層も意識された公益というよりも大名領主階層(家臣も「家中」として組み込まれる大名「家」)の利益が第一義的に考えられ、それは朝鮮王朝の商業政策が王室と王都臣民を眼目とする内容以上のものではなかったことと同質であったとされる。もちろん領民も含む藩・「国家」全体の富を目指し、そのような政策実現を可能とする政策立案や組織運用に資する人材育成・登用に道を開く大名もいたが、それが近世史の大きな潮流になるには至らなかったしなければいけないだろう。軍制を内在する近世領主権力の本質は、民の生活向上や幸福実現を目指すものではなく、武家領主の本質を阻害する要因を除去するという限りにおいて、撫民が図られ、大名や家臣の恣意性がセルフコントロールされるのである。そのような武家領主の政治の本質に規定された福祉観念であった。

(6)ただ、朝鮮王朝は儒教国家でもあるが、近世社会と儒教との関係性について、日本における武家政治の異質性を強調するよりも、東アジア世界のなかで儒教を政治化した共通性を考慮すべき、という主張がある。ただし、近世日本の場合、東アジア世界では異質とみられる武士の権威性や生産者の道徳性を内在化した「仁政」治政観が成り立っていたと思われる。士分(大名)権威を支える軍制は政治の要とされるが、年貢不納の不律儀な百姓(役を果たさない民)は救済の対象ではない。民の主体的な勤労観(通俗道徳)は武家領主が発する百姓(精農者)像と無縁ではない。権力に従順で律儀な民は地域有力者とも相まって、士分(大名)権威への憧憬を背景に顕彰され役人化、排他・差別意識も内面化しながら、支配のツールとなる。

(7)以上のように、近世武家領主(本研究では大名・藩を対象)には仁政観念を基軸に福祉観念の形成がみられ、家臣層にも共有される素地があったが、しかしその基本は武家領主の「家」相続を指させる民の疲弊回避であり、その限りでの御救・救済行為なのであり、このため、領主層を支える役を果たさないいし果たし得ない人々への救済・福祉行為は極めて限定的で、それは地域社会においても、役立つことを基準に人々が差異化される、という意味合いで、同質の価値観の存在が想定される。そのような価値観、道徳観の形成、共有化の動きを担う立場にあるのが、富裕層や役人層であった。近世における政治意識や福祉観念は、武家領主層と地域社会のなかで、共有され、それは社会的差別を随伴するものでもあった。

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計7件)

高野信治「近世の武士と知行」九州文化史研究所紀要57号、査読無、2014、1~25

高野信治「大名と藩」『岩波講座日本歴史』第11巻、岩波書店、依頼原稿、2014、34

高野信治「書評・笠谷和比古著『武家政治の源流と展開 近世武家社会研究論考』」日本史研究605号、依頼原稿、2013、80~87

高野信治「領主結集と幕藩制」日本史研究581号、依頼原稿、2011、84~91

高野信治「もう一つの「名利」」九州文化史研究所紀要54号、査読無、2011、1~31

高野信治「書評・ジョン・モリス著『近世武士の「公」と「私』』」歴史学研究877号、依頼原稿、2011、44~47

高野信治「武士の昇進」深谷克己・堀新編『江戸の人と身分3 権威と上昇願望』吉川弘文館、依頼原稿、2010、65~91

〔学会発表〕(計1件)

高野信治「障害者への眼差し」近世史フォーラム11月例会(九州大学西新プラザ)、2011、11、3

〔図書〕(計4件)

高野信治『大名の相貌 時代性とイメージ化』清文堂出版、2014、271

福岡市史編集委員会編・高野信治責任編集『新修福岡市史 資料編近世2 家臣とくらし』福岡市、2014、1057

高野信治責任編集『幕藩体制と「名君」たち』週刊朝日百科日本の歴史7、朝日新聞出版、2013、39

福岡市史編集委員会編『新修福岡市史 資料編近世1 領主と藩政』(高野信治他校訂、共同解題執筆)福岡市、2011、995

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

取得状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年月日:

国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

高野 信治 (TAKANO, Nobuharu)

九州大学・大学院比較社会文化研究院・教授

研究者番号: 90179466

(2) 研究分担者

( )

研究者番号:

(3) 連携研究者

( )

研究者番号: